

沖縄県新聞業最低賃金の改正決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する公示

沖縄労働局 一般公示 第4-73号

令和4年9月16日沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、沖縄県の区域内で新聞業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和4年10月3日（月）までに沖縄労働局長あて（那覇市おもろまち2-1-1那覇第二地方合同庁舎3階 賃金室）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和4年9月16日

沖縄労働局長 西川 昌登



記

沖縄県新聞業最低賃金の改正に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見の要旨

沖縄県新聞業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
沖縄県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で新聞業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間879円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり